

業種コード・届出先一覧

○業種の説明は、経済産業省・環境省のホームページに掲載していますのでご参照ください。
○複数の大臣名が記載されている業種については、いずれの大臣あてに届出を行っても構いません。
○本表は、事業者の届出の便宜に資するように参考までに作成されたものであり、各大臣の一般的な所管の整理に何ら予断を与えるものではありません。

政令 名称	業種名	業種 コード	あて先
一	金属鉱業	0500	経済産業大臣
二	原油・天然ガス鉱業	0700	経済産業大臣
三	製造業		
	食料品製造業	1200	農林水産大臣
	飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く。）	1300	農林水産大臣
	酒類製造業	1320	財務大臣
	たばこ製造業	1350	財務大臣
	繊維工業	1400	経済産業大臣
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500	経済産業大臣
	木材・木製品製造業（家具を除く。）	1600	経済産業大臣 農林水産大臣
	家具・装備品製造業	1700	経済産業大臣
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800	経済産業大臣
	出版・印刷・関連産業	1900	経済産業大臣
	化学工業（以下を除く。）	2000	経済産業大臣
	塩製造業	2025	財務大臣
	医薬品製造業	2060	厚生労働大臣
	農薬製造業	2092	農林水産大臣
	石油製品・石炭製品製造業	2100	経済産業大臣
	プラスチック製品製造業	2200	経済産業大臣
	ゴム製品製造業	2300	経済産業大臣
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2400	経済産業大臣
	窯業・土石製品製造業	2500	経済産業大臣
	鉄鋼業	2600	経済産業大臣
	非鉄金属製造業	2700	経済産業大臣
	金属製品製造業	2800	経済産業大臣
	一般機械器具製造業	2900	経済産業大臣
	電気機械器具製造業（以下を除く。）	3000	経済産業大臣
	電子応用装置製造業	3060	経済産業大臣 厚生労働大臣
	電気計測器製造業	3070	経済産業大臣 厚生労働大臣
	輸送用機械器具製造業（以下を除く。）	3100	経済産業大臣
	鉄道車両・同部分品製造業	3120	国土交通大臣
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140	国土交通大臣
	精密機械器具製造業（以下を除く。）	3200	経済産業大臣
	医療用機械器具・医療用品製造業	3230	経済産業大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣
	武器製造業	3300	経済産業大臣
	その他の製造業	3400	経済産業大臣

政令 名称	業種名	業種 コード	あて先
四	電気業	3500	経済産業大臣
五	ガス業	3600	経済産業大臣
六	熱供給業	3700	経済産業大臣
七	下水道業	3830	国土交通大臣
八	鉄道業	3900	国土交通大臣
九	倉庫業 （農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）	4400	国土交通大臣
十	石油卸売業	5132	経済産業大臣
十一	鉄スクラップ卸売業 （自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）	5142	経済産業大臣
十二	自動車卸売業 （自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）	5220	経済産業大臣
十三	燃料小売業	5930	経済産業大臣
十四	洗濯業	7210	厚生労働大臣
十五	写真業	7430	経済産業大臣
十六	自動車整備業	7700	国土交通大臣
十七	機械修理業	7810	経済産業大臣
十八	商品検査業	8620	経済産業大臣
十九	計量証明業（一般計量証明業を除く。）	8630	経済産業大臣
二十	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	8716	環境大臣
二十一	産業廃棄物処分業	8722	環境大臣
	特別管理産業廃棄物処分業	8724	環境大臣
二十二	医療業	8800	厚生労働大臣
二十三	高等教育機関 （付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）	9140	文部科学大臣
二十四	自然科学研究所	9210	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 （注1）
	国の機関又は地方公共団体の公務	上記のいずれか（注2）	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 （注3）

（注1）自然科学研究所は、主たる研究対象に最も近い事業が属する業種を届出先としてください。

（注2）国の機関又は地方公共団体の公務については、具体的な内容に対応する業種で分類してください。業種に属する事業を営んでいる場合は、当該対象業種を選択し、業種コードを記載してください。

（注3）国の機関は、その営む事業に関わらず、当該機関を所管する大臣を届出先としてください。地方公共団体は、その営む事業を所管する大臣を届出先としてください。